

○貸金業法第 24 条の 6 の 2 による届出書に記載すべき内容及び添付書類一覧

【いずれも 2 週間以内に届出が必要です。】

整理 No.	条 項	規則 26 条 の 25 条第 1 項	区 分	届出書に記載すべき内容	添付書類
1	1 号	—	貸金業を開始したとき	・ 開始の年月日	—
2	1 号	—	貸金業を休止したとき	・ 休止の期間 ・ 休止の理由	—
3	1 号	—	貸金業を再開したとき	・ 再開の年月日 ・ 再開の理由	—
4	2 号	—	指定信用情報機関と信用情報提供契 約を締結又は終了したとき	・ 信用情報提供契約を締結 （終了）した年月日 ・ 信用情報提供契約の相手 方の商号又は名称及び住 所	・ 信用情報提供契約を締結 した場合は契約書の写し ※CIC の場合は「加盟契約 書」「信用情報提供契約 書」の 2 種類必要
5	3 号	—	純資産額要件 (5,000 万円。以下同じ) を満たさないことを知ったとき	・ 満たさなくなった年月日 ・ 満たさなくなった理由	・ 法人：最終事業年度に係 る貸借対照表又はこれに 代わる書面（増減があつ た場合は純資産額及びそ の算出根拠を記載した書 面） ・ 個人：最終事業年度に係 る財産に関する調書（増 減があつた場合は純資産 額及びその算出根拠を記 載した書面）
6	4 号	1 号 2 号	①貸金業者が法第 6 条第 1 項第 1 号 に該当（精神の機能の障害により貸金 業を適正に行うに当たって必要な認 知、判断及び意思疎通を適切に行うこ とができない者に該当した場合） ②貸金業者が、未成年者である場合に おける法定代理人（法人の場合は役員 含む）、役員又は重要な使用人が法第 6 条第 1 項第 1 号に該当した事実を 知った場合	・ 該当者氏名 ・ 法第 6 条第 1 項第 1 号に該 当することとなった年月 日及び理由	—

整理 No.	条 項	規則 26条 の25 第1 項	区分	届出書に記載すべき内容	添付書類
7	4号	1号 2号	①貸金業者が法第6条第1項第4号に該当（拘禁刑以上の刑に処せられ5年を経過しない者等に該当した場合） ②貸金業者が、未成年者である場合における法定代理人（法人の場合は役員含む）、役員又は重要な使用人が法第6条第1項第4号に該当した事実を知った場合	・ 該当者氏名 ・ 刑の確定した年月日 ・ 刑の種類	・ 確定判決の判決書の写し又はその内容を記載した書面
8	4号	1号 2号	①貸金業者が法第6条第1項第5号に該当（貸金業法等に違反し罰金刑に処せられ5年を経過しない者等に該当した場合） ②貸金業者が、未成年者である場合における法定代理人（法人の場合は役員含む）、役員又は重要な使用人が法第6条第1項第5号に該当した事実を知った場合	・ 該当者氏名 ・ 違反した法令の規定 ・ 刑の確定した年月日 ・ 罰金の額	
9	4号	1号 2号	①貸金業者が法第6条第1項第6号に該当（暴力団員等(注1)に該当した場合） ②貸金業者が、未成年者である場合における法定代理人（法人の場合は役員含む）、役員又は重要な使用人が法第6条第1項第6号に該当した事実を知った場合	・ 該当者氏名 ・ 暴力団員については、暴力団員になった年月日 ・ 暴力団員でなくなった者については、暴力団員でなくなった日	—
10	4号	1号 2号	①貸金業者が法第6条第1項第7号に該当（不正又は不誠実な行為をするおそれのある者に該当した場合） ②貸金業者が、未成年者である場合における法定代理人（法人の場合は役員含む）、役員又は重要な使用人が法第6条第1項第7号に該当した事実を知った場合	・ 該当者氏名 ・ 聴聞通知年月日 ・ 聴聞通知の内容 ・ 聴聞通知の理由 ・ 廃業の届出、解任の命令又は退任の年月日	—
11	4号	1号	法第6条第1項第13号該当	・ 該当の営業所（事務所）の	—

			(貸金業務取扱主任者の設置要件に欠けた場合)	名称 ・要件が欠けた年月日 ・要件が欠けた理由	
12	4号	3号	債権を譲渡した場合（法令の規定により法第24条の規定を適用しない場合（注2）を除く）	・譲渡先の商号（名称、氏名）及び住所 ・譲渡年月日 ・債権の元本の金額	・債権譲渡にかかる契約書の写し
13	4号	4号	役員又は使用人に貸金業の業務に関し法令に違反する行為又は貸金業の業務の適正な運営に支障を来す行為があったことを知った場合	・当該行為が発生した営業所（事務所）の名称 ・当該行為を行った役員（使用人）の氏名（法人にあっては商号又は名称）、役職名 ・当該行為の概要	—
14	4号	5号	特定の保証業者との保証契約の締結を貸付けに係る契約の締結の通常条件とすることとなった場合	・保証契約の締結を通常条件とすることとなった年月日 ・保証業者の商号（名称、氏名）及び住所	・貸金業者と保証業者との間の資本関係、人的関係及び取引関係を記載した書面
15	4号	6号	業務の委託を行った（又は行わなくなった）場合	・委託を行った（行わなくなった）年月日 ・委託の相手方の商号（名称又は氏名）、及び住所 ・委託を行った（行わなくなった）業務の内容	・業務委託契約を契約した場合は契約書の写し（注3）
16	4号	7号	貸金業協会に加入又は脱退した場合	・加入又は脱退した年月日	・事実が確認できる書面の写し
17	4号	1項1号	純資産額要件を満たさない貸金業者が非営利特例対象法人の要件に該当し引き続き貸金業を営む場合	・非営利特例対象法人となった年月日 ・貸付けに関する今後の事業計画	・定款又は寄附行為（写） ・最終事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面（増減があった場合は純資産額及びその算出根拠を記載した書面）
18	4号	1項2号	純資産要件を満たさなくなり、届出を行った業者が非営利特例対象法人でなくなった場合又は当該業者の貸金業務が、施行規則第5条の6第1項各	・非営利特例対象法人ではなくなった又は施行規則第5条の6第1項各号の要件を欠くこととなった年	・定款又は寄附行為（写） ・最終事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面（増減があった場合

			号にかかげる要件のいずれかを欠くこととなった場合	月日 ・非営利特例対象法人ではなくなった又は施行規則第5条の6第1項各号の要件を欠くこととなった理由	は純資産額及びその算出根拠を記載した書面) ・その他要件に該当しないこととなった事実が確認できる書面
19	4号	2項1号	非営利特例対象法人である貸金業者が、非営利特例対象法人でなくなった場合又は、施行規則第5条の6第1項各号にかかげる要件のいずれかを欠くこととなった場合	・非営利特例対象法人ではなくなった又は施行規則第5条の6第1項各号の要件を欠くこととなった年月日 ・非営利特例対象法人ではなくなった又は施行規則第5条の6第1項各号の要件を欠くこととなった理由	・定款又は寄附行為（写） ・最終事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面（増減があった場合は純資産額及びその算出根拠を記載した書面） ・その他要件に該当しないこととなった事実が確認できる書面
20	4号	2項2号	非営利特例対象法人である貸金業者が、登録有効期間満了の日以前に施行規則第5条の7第1項第2号及び第3号基準に適合することとなった場合	・基準に適合することとなった年月日 ・基準に適合することとなった理由	・基準に適合することとなった事実が確認できる書面
21	4号	2項3号	非営利特例対象法人である貸金業者が、施行規則第5条の8第1項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなった場合	・要件を欠くこととなった年月日 ・要件を欠くこととなった理由	・要件を欠くこととなった事実が確認できる書面
22	4号	3項1号	非営利特例対象法人である貸金業者が、特定貸付契約の締結を業として行う決定をした場合	・決定した年月日 ・貸付けに関する今後の事業計画	・決定があったことを証する書面
23	4号	3項2号	特定非営利金融法人が、特定貸付契約の締結を業として行うことを中止する決定をした場合	・中止を決定した年月日	・中止の決定があったことを証する書面
24	4号	3項3号	特定非営利金融法人が、非営利特例対象法人でなくなった場合又は施行規則第5条の6第1項各号にかかげる要件のいずれかを欠くこととなった場合	・非営利特例対象法人ではなくなった又は施行規則第5条の6第1項各号の要件を欠くこととなった年月日 ・非営利特例対象法人ではな	・定款又は寄附行為（写） ・要件を欠くこととなった事実が確認できる書面 ・最終事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面（増減があった場合

				くなった又は施行規則第 5 条の 6 第 1 項各号の要 件を欠くこととなった理 由	は純資産額及びその算出 根拠を記載した書面)
--	--	--	--	---	---------------------------

(注 1) 暴力団員等とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条
 第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しな
 い者

(注 2) 法令の規定により法第 24 条の規定を適用しない場合とは、独立行政法人住
 宅金融支援機構法（平成 17 年法律第 82 号）第 30 条に規定する「同法第 13 条
 第 1 項第 1 号に規定する貸付債権の譲受けの貸付けに係る主務省令で定める
 金融機関の貸付債権の譲受けを行う場合」 など

(注 3) 取立委託を行う場合は、貸金業者から県へ、法第 24 条の 6 の 2 の届出とし
 て提出する書類とは別に、取立委託契約書の写し及び債務者への取立委託通
 知の雛形を提出してください。